

# 処方・調剤・保険請求の

## Q&A

日本薬剤師会

調剤をしていて  
疑問に思ったこと、  
医師または患者さんに聞  
かれて困ったこと、医師に疑  
義照会して対応したがいまひとつ納  
得できないこと、ありませんか？ 皆さんの疑問  
に各分野の専門家がお答えいたします。

ご質問をお寄せくだ  
さい。

なお、回答は本誌に掲載すること  
によってのみ行います。電話やファク  
シミリによる回答はご容赦ください。ま  
た、特殊なケースの質問は、採用されないことも  
ありますのであらかじめご了承ください。

**Q** 処方せんに「後発医薬品への変更可」の指示がある場合は、後発医薬品への変更を希望するかどうかということ、患者に必ず確認しなければならないのでしょうか。それとも、後発医薬品情報提供料を算定しなければ、確認しなくても特に問題はないのでしょうか。 (匿名希望)

**A** 点数の算定の有無に関係なく、患者には必ずその意思(後発医薬品への変更を希望するか否か)を確認してください。

健康保険法に基づく処方せんの「後発医薬品への変更可」欄の追加については、後発医薬品の使用促進策の一環として、2006年4月1日より施行されているところです。保険薬局においては、①一般名処方による処方せん、②「後発医薬品への変更可」欄に処方医の署名もしくは記名・押印のある処方せん——を受け付けた場合には、患者の同意を得たうえで、後発医薬品に変更して調剤することができます。そしてさらに、先発医薬品との薬剤料の差や溶出性などに関する事項を文書により患者へ情報提供するとともに、変更して調剤した後発医薬品の銘柄などを処方医へ情報提供する場合には、後発医薬品情報提供料(10点)を算定することができます。

しかし、処方せんの「後発医薬品への変更可」欄は、必ずしも、調剤報酬点数を算定することだけを目的として設けられているわけではありません。処方せん様式の変更は、後発医薬品の使用促進のための方策の1つとして設けられた措置でもありますが、「後発医薬品

への変更可」という指示については、それまで含めて「処方内容」として解釈すべきでしょう。

薬剤師は、処方せんに記載されている処方医の指示を無視することはできません。したがって、「後発医薬品への変更可」と指示された処方せんを受け付けた場合には、保険薬剤師は患者に対し、後発医薬品への変更を希望するか否かを確認しなければなりません。点数を算定しなければ確認を怠っても構わないということではありませんので、誤解しないよう十分注意してください。

**Q** 処方せんの内容について疑義照会を行った場合、処方せんや薬歴にその記録を残していますが、処方せんについては、「備考」欄以外に記入することは認められていないのですか。 (匿名希望)

**A** 処方せんに疑義照会の内容および結果を記録する場合には、「備考」欄または「処方」欄に記入してください。

薬剤師法では、薬剤師に対し、受け付けた処方せんの内容について疑義が認められた場合には、処方医へ疑義照会を行うことを義務付けています(薬剤師法第24条)。そして、照会の内容や結果については、処方せんに記録しなければなりません(同第26条、薬剤師法施行規則第15条)。

一方、健康保険法においても、保険調剤にあたり疑義照会を行った場合の具体的な取り扱いが規定されており、疑義照会の記録については、処方せんの「備考」



欄又は『処方』欄に記入すること」とされているほか(表), 患者の薬剤服用歴の記録にも記入しておく必要があります。ただし, 処方せんの記入個所については, 『備考』欄又は『処方』欄と規定されていることから考えると, 必ずしも積極的に「処方」欄に記入することを求めているわけではないと察することができます。

したがって, 基本的には「備考」欄に記載するものとして心がけておき, その他ケースに応じて適宜・適切に判断し, 場合によっては「処方」欄に記入するということもあり得る, という程度に考えておくのも1つの方法ではないでしょうか。

ただし, いずれの欄に記入するとしても, それが誰により記入されたのかを明確にしておくこと, すなわち, 医師による記載なのか, それとも, 薬剤師による記載なのかということを確認できるようにしておくことが重要です。

表 疑義照会の記録について

別紙2 診療録等の記載上の注意事項 <抜粋>

第5 処方せんの記載上の注意事項

1~8 <略>

9 その他

薬剤師は, 調剤したときは, その処方せんに以下の事項を記載すること。

(1)~(3) <略>

(4) その他次の事項を「備考」欄又は「処方」欄に記入すること。

ア 処方せんを交付した医師又は歯科医師の同意を得て処方せんに記載された医薬品を変更して調剤した場合には, その変更内容

イ 医師又は歯科医師に照会を行った場合は, その回答の内容

(1976年8月7日 保険発第82号, 厚生省保険局医療課長通知「診療報酬請求書等の記載要領等について」)

